

消防計画作成チェック表（中規模用）

作成する内容	法令根拠等	作成チェック	備考
第1 目的及び適用範囲等			
1 目的	◎		
2 適用範囲	◎		
3 防火・防災管理業務の一部委託について	▲		
第2 管理権原者の責任及び防火管理者の業務			
1 管理権原者	◎		
2 資格管理	◎		
3 自衛消防組織の設置と管理権原者等の責務	▲		
4 防火管理者の業務	◎		
第3 火災予防のための点検・検査			
1 日常の火災予防のための任務分担	◎		
2 自主的に行う点検・検査	◎		
3 防火対象物の法定点検（防火対象物点検報告）	▲		
4 防災管理の法定点検（防災管理点検報告）	▲		
5 消防用設備等の法定点検（消防用設備等点検報告）	◎		
6 報告等	◎		
7 その他	▲		
第4 守らなければならないこと			
1 従業員が守るべき事項 (避難施設の維持管理、火気管理等、放火防止対策)	◎		
2 防火管理者等が守るべき事項 (収容人員の管理、工事中の安全対策の樹立、火気の使用制限、臨時の火気使用等、放火防止対策、避難経路等の周知、その他)	◎		
第5 防火・防災教育			
1 防火・防災教育の実施時期等	◎		
2 自衛消防隊員等の育成	◎		
第6 消防機関との連絡等			
1 消防機関へ連絡等する事項	◎		
2 防火管理維持台帳の作成、整備及び保管	◎		
第7 自衛消防隊等			
A (事業所自衛消防隊を編成する場合)			
1 事業所自衛消防隊の編成	◎		
2 事業所自衛消防隊の活動範囲	◎		
3 事業所自衛消防隊長等の権限	◎		
4 火災発生時の自衛消防活動	◎		
5 営業時間外等の自衛消防活動体制	▲		
6 その他	▲		
B (防火対象物自衛消防隊を編成する場合)			
1 防火対象物自衛消防隊の編成	◎		
2 防火対象物自衛消防隊の活動範囲	◎		
3 防火対象物自衛消防隊長等の権限	◎		
4 火災発生時の自衛消防活動	◎		
5 営業時間外等の自衛消防活動体制	▲		
6 その他	▲		
第8 訓練			
1 訓練の実施時期等	◎		
2 訓練時の安全対策	◎		
3 訓練の実施結果	◎		

第9 震災対策		
1 震災に備えての事前計画	○	
2 震災時の活動計画	○	
3 施設再開までの復旧計画	○	
第10 その他の災害対策		
1 大規模テロ等に伴う災害に係る自衛消防対策	●※	
2 大雨・強風等に係る自衛消防対策	●	
3 受傷事故等の自衛消防対策	●	
4 その他の自衛消防対策	●	
第11 その他		
1 消防計画概要 (▲従業員に周知するために掲示、活用する場合)	▲	
別表1 防火・防災管理業務の一部委託状況表	▲	
別表2 防火・防災管理業務一部委託契約書等の内容チェック表	▲	
別表3 日常の火災予防の担当者と日常の注意事項	◎	
別表4-1 自主検査チェック表 (火気関係)	◎	
別表4-2 自主検査チェック表 (閉鎖障害等)	◎	
別表5 自主検査チェック表 (定期)	◎	
別表6 自主点検チェック表 (消防用設備等)	◎	
自衛消防隊の編成と任務 (編成表)・(資格管理表)・(任務表)		
別表7 A 事業所自衛消防隊を編成する場合	◎	
B 防火対象物自衛消防隊を編成する場合	◎	
別表8 家具・じゅう器等の転倒・落下・移動防止対策チェック表	○	
別表9 一斉帰宅抑制における従業員等のための備蓄	○	
別表10 震災時における時差退社計画	○	
別表11 施設の安全点検のためのチェックリスト	○	
別図 避難経路図	◎	
別添え 消防計画概要 (▲従業員に周知するために掲示、活用する場合)	▲	
その他		

- (備考) 1 ◎印は、消防法第8条第1項に定める防火管理に係る消防計画を作成する上で必要な項目である。
- 2 ○印は、東京都震災対策条例第10条に定める事業所防災計画を作成する上で必要な項目である。
- 3 ●印は、火災予防条例第55条の4に基づく自衛消防対策の項目である。
- 4 ▲印は、該当する場合に定める項目である。
- 5 ★印は、統括防火管理義務対象物に該当する場合に定める項目である。
- 6 ※印は、消防法第36条第1項において準用する同法第8条第1項に定める防災管理に係る消防計画を作成する上で必要な項目である。
- 7 作成チェックは、消防計画の作成者が、自己の事業所の消防計画の作成に当たり、必要項目を確認し、作成したものについて「✓」印でチェックする。
- 8 事業所の実態に合わせて作成した別表・別図・別添えについては、別表等の空欄に記入する。

消防計画

_____年____月____日作成

第1 目的及び適用範囲等

1 目 的

この計画は、管理権原の及ぶ範囲における防火管理についての必要事項を定め、火災を予防するとともに、火災、地震その他の災害等による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

2 適用範囲

- (1) 管理権原の及ぶ範囲は、_____部分とする。
- (2) この計画を適用する者の範囲は、管理権原者、防火管理者及びその他勤務する者とする。

↓防火・防災管理業務の一部を第三者に委託する場合

▲ 3 防火・防災管理業務の一部委託について

(1) 計画の適用

この計画は、委託を受けて防火・防災管理業務に従事する者（以下「受託者」という。）についても適用する。

(2) 防火管理業務の一部委託状況

別表1 「防火・防災管理業務の一部委託状況表」のとおり

(3) 受託者との契約内容の自己チェック

管理権原者は、受託者が行う防火・防災管理業務の適正化を図るため、別表2 「防火・防災管理業務一部委託契約書等の内容チェック表（管理権原者の自己チェック表）」により委託契約内容等の自己チェックを行う。

(4) 委託者からの指揮命令

受託者は、この計画に定めるところにより、管理権原者、防火管理者、自衛消防隊長等の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施する。

(5) 委託者への報告

受託者は、受託した防火・防災管理業務について、定期に防火管理者に報告する。

第2 管理権原者の責任及び防火管理者の業務

1 管理権原者

- (1) 管理権原の及ぶ範囲の防火管理業務について、全ての責任を持つ。
- (2) 廊下、階段等の避難上必要な施設において、避難の支障となる物件及び防火戸等の閉鎖の支障となる物件を放置等されないように管理する。
- (3) 防火上の建物構造の不備や消防用設備等・特殊消防用設備等（以下「消防用設備等」という。）の不備欠陥が発見された場合、速やかに改修する。
- (4) 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動の全般についての責任を負う。
- ★(5) 統括防火管理者が作成する全体についての消防計画とこの消防計画は適合する内容にする。

↓防災センターがある場合

- ★▲(6) 統括防火管理者が防災センターを中心とした自衛消防活動体制を確立し、維持管理できるよう協力する。

2 資格管理

管理権原者は、防火管理業務を行う上で必要となる各種法定資格について不備が生じないよう管理する。

↓自衛消防組織の設置が必要な場合

▲3 自衛消防組織の設置と管理権原者等の責務

- (1) 管理権原者は、他の管理権原者と共同して自衛消防組織の設置及び運営について責任を負う。
- (2) 管理権原者は、共同して自衛消防組織の統括管理者を選任し、自衛消防組織を統括させる。
- (3) 管理権原者は、定期に開催される自衛消防組織に関する協議会に参加し、協議会を通して、建物全体の安全性を高めるよう努める。
- ★(4) 統括管理者は、統括防火管理者に対し、自衛消防活動に関する事項を報告する。

4 防火管理者の業務

防火管理者は、次の業務を行う。

業 務	内 容
点検・監督業務	<ul style="list-style-type: none">① 火災予防上の自主検査・点検の実施及び監督 建物構造、防火上の構造等、避難施設、消防用設備等、電気設備、その他防災設備、危険物施設、火気設備・火気器具（以下「火気設備・器具」という。）の検査・点検と、不備欠陥箇所のある場合の改修② 地震による被害の軽減のための自主点検・検査の実施又は改修③ 防火担当責任者及び火元責任者に対する指導及び監督④ 火気の使用、取扱いの指導、監督
教育・訓練業務	<ul style="list-style-type: none">① 従業員に対する防火の教育の実施② 消火、通報、避難誘導などの訓練の実施及び結果の検討③ 放火防止対策の推進
管理業務	<ul style="list-style-type: none">① 収容人員の管理② 消防機関への届出及び連絡等③ 家具、じゅう器等の転倒・落下・移動防止措置
点検立会業務	<ul style="list-style-type: none">① 消防用設備等の法定点検・整備の立会い又は立会いの指示② 建物等の定期検査の立会い又は立会いの指示③ 改装工事などの立会い又は立会いの指示と安全対策の樹立 <p>↓防火対象物点検報告が必要な場合</p> <p>▲④ 防火対象物の法定点検の立会い又は立会いの指示</p> <p>↓防災管理点検報告が必要な場合</p> <p>▲⑤ 防災管理の法定点検の立会い又は立会いの指示</p>
管理権原者への提案・報告業務	<ul style="list-style-type: none">① 防火管理業務を遂行する上での提案② 点検・検査の結果についての報告
その他防火管理上必要な業務	<p>★① 防火管理上必要な事項の、統括防火管理者への報告</p> <p>↓防火管理技能者が必要な場合</p> <p>▲② 防火管理技能者に対する指示</p> <p>↓防災センターがある場合</p> <p>▲③ 災害活動の拠点となる防災センターへの災害活動上必要な情報の集約</p>

第3 火災予防のための点検・検査

1 日常の火災予防のための任務分担

- (1) 防火管理者、防火担当責任者、火元責任者が行う日常の任務は、別表3「日常の火災予防の担当者と日常の注意事項」のとおりとする。
- (2) 管理権原者又は防火管理者は、別表3「日常の火災予防の担当者と日常の注意事項」を、関係する従業員、その他防火管理業務に従事する者に周知し、さらに休憩室など見やすい場所に掲示する。
- (3) その他

2 自主的に行う点検・検査

防火管理者は、区域、項目ごとに検査実施者を指定し、自主点検・検査を行う。

- (1) 出火防止、避難安全の確認は、検査実施者_____により、毎日行う。
 - ア 出火防止の確認は、別表4-1の「自主検査チェック表（火気関係）」により行う。
 - イ 避難安全等の確認は、別表4-2の「自主検査チェック表（閉鎖障害等）」により行う。
- (2) 建物及び消防用設備等の確認は、検査実施者_____により、__月頃と__月頃に行う。
 - ア 建物の確認は、別表5「自主検査チェック表（定期）」により行う。
 - イ 消防用設備等の確認は、別表6「自主点検チェック表（消防用設備等）」により行う。

▲ 消防用設備等に特例が適用されている場合

- ▲(3) 防火管理者は、特例適用について申請内容が適正に維持管理されているかもあわせて実施する。

▲ 3 防火対象物の法定点検（防火対象物点検報告）

- (1) 防火対象物の法定点検は、法令に規定される期限内に報告できるよう計画的に実施する。
- (2) 防火管理者は、法定点検実施時に立ち会い、又は立会者を指定し、不備欠陥箇所を確認する。

※▲ 4 防災管理の法定点検（防災管理点検報告）

- (1) 防災管理の法定点検は、法令に規定される期限内に報告できるよう計画的に実施する。
- (2) 防災管理者は法定点検実施時に立ち会い、又は立会者を指定し、不備欠陥箇所を確認する。

▲ 5 消防用設備等の法定点検（消防用設備等点検報告）

- (1) 消防用設備等の法定点検は、法令に規定される期限内に報告できるよう計画的に実施する。
建物所有者側で一括して全体を実施しているか確認し、テナントとして個別に責任がある消防用設備等があれば、当該消防用設備等についての法定点検を実施し報告する。
- (2) 防火管理者は法定点検実施時に立ち会い、又は立会者を指定し、不備欠陥箇所を確認する。

6 報告等

- (1) 防火管理者は、自主検査、自主点検及び法定点検の結果を適宜確認し、その記録を管理する。
- (2) 防火管理者は、前(1)により確認した内容で不備欠陥箇所がある場合は、管理権原者に報告し、計画的な改修を図る。

▲ 7 その他

第4 守らなければならないこと

1 従業員が守るべき事項

(1) 避難施設の維持管理

避難口、廊下、階段及び通路などの避難施設と防火戸、防火シャッターなどの防火設備が効果的に機能するように次の事項を遵守する。

- ① 避難施設に物品等を置かない。置いてあることを発見した場合は、直ちにそれを除去する。
 - ② 避難施設の出入口に設けられている扉等の開閉障害となる物品等を置かない。置いてあることを発見した場合は、直ちにそれを除去する。
 - ③ 防火設備は、常時閉鎖又は作動できるようにその機能を有効に保持し、防火区画の防火設備に近接して延焼の媒介となる可燃物を置かない。置いてあることを発見した場合は、直ちにそれを除去する。
 - ④ 避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるように維持する。
 - ⑤ 避難施設の床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないよう維持する。
 - ⑥ ①から③までにおいて、発見された物品等を容易に除去できない場合は、直ちに防火・防災管理者に報告する。
 - ⑦ その他
-
-

(2) 火気管理等

- ① 喫煙は、指定された場所で行い、確實に吸殻を処理する。
 - ② 火気設備・器具は、使用する前後に点検を行い、周囲を整理整頓して可燃物を近づけないなど、安全を確認して使用する。
 - ③ 厨房機器やその周囲は毎日こまめに点検・清掃する。
 - ④ 防火ダンパーや自動消火装置は正常に作動するように整備・清掃する。
 - ⑤ 火気設備・器具は指定された場所で使用するとともに、本来の目的以外に使用しない。
 - ⑥ ガス機器を使用中はその場を離れない。その場を離れるときは、火を消してから離れる。
 - ⑦ 終業時には必ず灰皿の整理及び火気設備・器具の安全を確認する。
 - ⑧ 危険物品は持ち込まない、持ち込ませない。
 - ⑨ その他
-
-

(3) 放火防止対策

- ① 死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。また、これらの場所の巡回を行う。
 - ② 建物内外の整理整頓を行う。
 - ③ 物置、空室、雑品倉庫等の施錠を行う。
 - ④ 火元責任者又は最終帰宅者による火気及び施錠の確認を行う。
 - ⑤ その他
-
-

2 防火管理者等が守るべき事項

(1) 収容人員の管理

- ① 防火管理者は、用途、規模に応じた収容能力を把握し、収容人員を適正に管理する。
 - ② 一時的に用途を変更し、混雑が予想される場合は、避難経路の確保、避難誘導員の配置など必要な措置をとる。
 - ③ その他
-
-

(2) 工事中の安全対策の樹立

- ① 次の工事を行うときは、「工事中の消防計画」を消防機関に届け出る。
 - ・ 増築等で建築基準法に基づく仮使用の認定の申請をするもの。
 - ・ 消防用設備等の増設等の工事に伴い、本設備の機能を停止させるとき又は機能に著しく影響を及ぼすもの。
 - ② 防火管理上影響のある工事を行うときは、工事中の安全対策を樹立する。
 - ③ 工事人に對し、次の事項を遵守させる。
 - ・ 溶接・溶断など火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して消火できる体制を確保する。
 - ・ 防火管理者が指定した場所以外では、喫煙、火気の使用等を行わない。
 - ・ 工事場所ごとに火気の取扱責任者を指定し、工事の状況について、定期に防火管理者に報告させる。
 - ・ 危険物等を持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を受ける。
 - ・ 放火を防止するために、資機材等の整理、整頓をする。
 - ④ 防火管理者は、工事・催物等の計画内容や現場において、法令適合の確認や火気管理等の防火上の確認を行う。
 - ⑤ その他
-
-

(3) 火気の使用制限

防火管理者は、必要に応じ次の事項について指定又は制限する。

- ① 喫煙場所及び喫煙禁止場所の指定
 - ・ 喫煙場所には喫煙場所である旨を表示する標識を設置する。
 - ・ 毎日終業後、水の入ったバケツに吸殻を回収する。
 - ② 火気設備・器具の使用禁止場所及び使用場所の指定
 - ・ 使用禁止場所は、厨房及び給湯室を除く全ての場所とする。
 - ③ 危険物の貯蔵又は取扱場所の指定
 - ④ 工事等の火気使用の禁止又は制限
 - ⑤ その他
-
-

(4) 臨時の火気使用等

防火管理者は、次の事項が行われようとする場合、又は行われていることを確認した場合は、その内容について確認し、防火管理上必要な指示を行う。

- ① 指定された場所以外での喫煙又は臨時的な火気の使用
 - ② 火気設備・器具の設置又は変更
 - ③ 危険物等の使用
 - ④ 催物の開催及びその会場での火気の使用
 - ⑤ 模様替え等の工事
 - ⑥ その他
-

(5) 放火防止対策

防火管理者は、次の事項に留意し、放火防止に努める。

- ① 敷地内及び廊下、階段、トイレ等の可燃物の整理、整頓又は除去
 - ② 不特定の者が出入りする出入口の監視等
 - ③ 火元責任者等による火気の確認及び施錠
 - ④ 空室、倉庫等の施錠管理
 - ⑤ 休日、夜間等における巡回体制の確立
 - ⑥ その他
-

(6) 避難経路等の周知

- ① 人命の安全を確保するため、各階に消防用設備等の設置図及び屋外への避難経路図を別図のとおり作成し、従業員その他防火管理業務に従事する者及び建物利用者に周知できるように掲出する。
 - ② その他
-

(7) その他

- ① 防火戸や防火シャッターなどの閉鎖範囲や閉鎖位置を床面などに明示する。
 - ② その他
-

第5 防火・防災教育

1 防火教育の実施時期等

防火教育は、教育の対象となる者の特性等を踏まえ、防火管理者が実施担当者、実施時期を判断し、おおむね次に示す内容について実施する。

- (1) 消防計画
- (2) 従業員が守るべき事項
- (3) 火災発生時の対応
- (4) 地震時及びその他災害等の対応
- (5) 防火管理マニュアルの徹底
- (6) その他火災予防上及び自衛消防活動上必要な事項

2 自衛消防隊員等の育成

(1) 管理権原者は、災害時における自衛消防活動を円滑に行うため、自衛消防隊の編成が常に最新のものとなるよう整備を図るとともに、自衛消防隊員の育成を行う。

↓自衛消防活動中核要員が必要な場合

▲(2) 自衛消防活動中核要員の育成

管理権原者は、「自衛消防技術認定証」の資格を有する者の育成を計画的に行う。

↓防災センターがある場合

▲(3) 防災センター要員の育成

管理権原者は、防災センター要員に対し、計画的に「防災センター技術（実務）講習」を受講させることによりその育成を図る。

↓統括防火管理と自衛消防組織の設置が必要な場合

★▲(4) 統括管理者及び告示班長の資格管理及び育成については、全体についての消防計画に定める。

第6 消防機関との連絡等

1 消防機関へ連絡等する事項

管理権原者等は、次の業務について、消防機関への届出、報告及び連絡を行う。

種 別	届 出 等 の 時 期	届出者等
防火・防災管理者選任（解任）届出	防火管理者を変更したとき	管理権原者
消防計画作成（変更）届出	消防計画を変更したとき 管理権原者又は防火管理者を変更したとき	防火管理者
↓自衛消防組織の設置が必要な場合 ▲ 自衛消防組織設置（変更）届出	自衛消防組織を設置したとき、又は変更したとき	管理権原者
自衛消防訓練実施の通報	自衛消防訓練を実施するときは、あらかじめ消防機関へ通報する。	防火管理者
禁止行為の解除承認申請	喫煙、裸火の使用又は危険物品の持込みを禁止されている場所において、これらの行為を行おうとするとき	管理権原者等
消防用設備等点検結果報告	法令に定められた期間内（総合点検時の消防用設備等点検結果報告書）	建物所有者等
↓防火対象物点検報告が必要な場合 ▲ 防火対象物点検結果報告	1年に1回	管理権原者
↓防災管理点検報告が必要な場合 ▲ 防災管理点検結果報告	1年に1回	管理権原者
防火対象物工事等計画届出	建物の修繕、模様替え、間取り又は天井の高さの変更その他これらに類する工事、客席又は避難通路の変更、用途変更を行う場合は、工事に着手する日の7日前までに届け出る。	管理権原者
防火対象物使用開始届出	使用を開始する日の7日前までに届け出て、検査を受ける。	管理権原者
防火対象物一時使用届出	事務室や倉庫等を一時的に不特定の者が出入りする店舗等として使用する場合には、使用を開始する日の7日前までに届け出て、検査を受ける。	管理権原者
観覧場又は展示場における催物の開催届出	観覧場又は展示場において、おおむね1,000人以上の多数の者を収容して演劇、コンサート、スポーツ興行等を行う場合は、催しを行う3日前までに届け出る。	興行の主催者
その他 (上記以外の法令に基づく届出等)	法令に定める時期に届出・連絡等を行う。	

2 防火管理維持台帳の作成、整備及び保管

- (1) 管理権原者等は、消防機関へ届出、報告等した書類等を消防計画とともに取りまとめて、防火管理維持台帳を作成し、整備及び保管する。
- (2) 転売等により管理権原者が変更となる場合は、防火管理維持台帳のうち、竣工からの建築関係及び消防用設備等に関する届出書類や図面等の関係書類を確実に引き継ぐ。

第7A 自衛消防隊等 事業所自衛消防隊を編成する場合（テナントの場合等）

1 事業所自衛消防隊の編成

- (1) 管理権原者は、火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限にとどめるため、事業所自衛消防隊を、別表7Aのとおり編成し、任務を分担する。
事業所自衛消防隊長は、_____がその任務にあたる。
事業所自衛消防隊長には、その任務を代行する事業所自衛消防隊長の代行者を定める。
- (2) 管理権原者は、編成表を見やすいところに掲示する等して、各自衛消防隊員に周知させる。
- ★(3) 事業所自衛消防隊は、全体についての消防計画に定める防火対象物自衛消防隊の地区隊となる。

2 事業所自衛消防隊の活動範囲

- (1) 事業所自衛消防隊の活動範囲は、原則として事業所が占有している範囲内とする。
- ★(2) 事業所自衛消防隊は、前(1)の範囲内で活動するほか、全体についての消防計画に範囲外の活動について定めがあるときは、その定めるところにより活動する。
- (3) 防火対象物自衛消防隊長から自衛消防活動の協力の要請があった場合は、防火対象物自衛消防隊長の指揮の下に活動する。

3 事業所自衛消防隊長等の権限

- (1) 事業所自衛消防隊長は、火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動について、事業所自衛消防隊の指揮、命令、監督等一切の権限を有する。
- (2) 管理権原者は、事業所自衛消防隊長の代行者に対し、任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 火災発生時の自衛消防活動

消火・通報・避難誘導等の担当者は、次に示す基準により行動する。

- (1) 通報・連絡
- ① 火災が発生したときには、火災を発見した者又は通報連絡（情報）班は、直ちに119番通報する。同時に、防災センターや警備室、管理人室等へ火災の発生と状況を連絡する。
- ② 自動火災報知設備の発信機を押し、大声で叫ぶなど火災発生を周囲（他階、他事業所を含む。）に知らせる。
なお、放送設備がある場合は、積極的に放送設備を活用する。
- ③ すでに消火された火災を発見した場合も、消防機関へ通報する。
- ④ 管理権原者、防火管理者が不在のときは緊急連絡一覧表により、管理権原者、防火管理者へ連絡する。
- ⑤ その他 _____
- (2) 初期消火
- ① 初期消火班は、出火場所に急行し、自己の安全を確保した上で初期消火活動を行う。
- ② 初期消火班は、消火器や屋内消火栓など適切な消防用設備等を用いて消火活動を行う。
- ③ その他 _____
- (3) 避難誘導
- ① 避難誘導班は、避難経路図に基づいて避難誘導する。
- ② 各避難誘導班員は、拡声器、メガホン等を使用して落ち着いて行動するよう呼びかけ、安全な場所へと誘導する。（放送設備がある場合は、放送設備を活用して避難誘導を行う。）
- ③ 避難方向が分かりにくい場所には誘導員を配置する。
- ④ 避難誘導班は、負傷者及び逃げ遅れた者の確認を行い、事業所自衛消防隊長に報告する。
- ⑤ その他 _____

(4) 安全防護

- ① 逃げ遅れた者がいないことを確認した後、防火戸や防火シャッターを閉鎖する。
- ② その他 _____

(5) 応急救護

- ① 応急救護班は、負傷者の応急手当を行い、(▲防火対象物本部隊の応急救護班及び)救急隊と連絡を密にして、負傷者を速やかに運ぶことができるようとする。
- ② 応急救護班は、負傷者の所属する事業所名、氏名、年齢、住所、電話番号、搬送病院、負傷箇所、負傷程度等必要事項を記録する。
- ③ 逃げ遅れた者の情報を得た場合、応急救護班は現場へ急行し、特別避難階段、屋外避難階段等の安全な場所へ救出する。
- ④ その他 _____

5 営業時間外等の自衛消防活動体制

- (1) 休日、夜間等で事業所内に在館者がいる場合は、在館している者全員で通報連絡、初期消火、避難誘導等の自衛消防活動を実施する。
- (2) 営業時間外等に無人となる場合は、火災発生等の連絡を受けた防火管理者等は、直ちに現場に駆けつける。

▲ 6 その他

第7B 自衛消防隊等 防火対象物自衛消防隊を編成する場合（建物所有者の場合等）

1 防火対象物自衛消防隊の編成

- (1) 管理権原者は、火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限にとどめるため、防火対象物自衛消防隊を、別表7Bのとおり編成する。

防火対象物自衛消防隊長は、_____がその任務にあたる。

防火対象物自衛消防隊長には、その任務を代行する防火対象物自衛消防隊長の代行者を定める。

↓自衛消防活動中核要員が必要な場合

- ▲(2) 防火対象物自衛消防隊には、自衛消防活動中核要員を配置する。

- ① 自衛消防活動中核要員は、自衛消防技術認定証を有する者を当てる。
- ② 防火対象物本部隊に本部中核要員を置く。
- ③ 地区分中核要員は、防火対象物地区隊に配置し、地区中核要員担当区域における任務に当たる。
- ④ 防災センター要員は、本部中核要員に編成する。
- ⑤ 自衛消防活動中核要員の装備及び管理は、次による。

	個人用装備	隊用装備
装備	<ul style="list-style-type: none">・ 防火衣 _____ 着・ ヘルメット _____ 個・ 警笛 _____ 個・ 携帯用照明器具 _____ 器・ 携帯用無線機 _____ 機	<ul style="list-style-type: none">・ 消火器 _____ 本・ とび口 _____ 本・ ロープ _____ 本・ 携帯用拡声器 _____ 器・ 救出用具（バール、ジャッキ等） _____ 個・ 担架 _____ 基・ 応急手当用具（包帯、三角巾等） _____ セット
管理	自衛消防活動中核要員等の装備品は、_____に保管し、防火対象物自衛消防隊長が、必要な点検を行い、常時使用できる状態で維持管理する。	

- (3) 管理権原者は、編成表を見やすいところに掲示するなどして、各自衛消防隊員に周知させる。

2 防火対象物自衛消防隊の活動範囲

- (1) 防火対象物自衛消防隊の活動範囲は、防火対象物全体とする。
- (2) 近接する建物等からの火災で延焼を阻止する必要がある場合は、設置されている消防用設備等を有効に活用できる範囲内とし、防火対象物自衛消防隊長の判断に基づき活動する。
- (3) その他 _____

3 防火対象物自衛消防隊長等の権限

- (1) 防火対象物自衛消防隊長は、防火対象物自衛消防隊が火災、地震その他の災害等が発生した場合の本事業所における自衛消防活動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。
- (2) 管理権原者は、防火対象物自衛消防隊長の代行者に対し、防火対象物自衛消防隊長の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 火災発生時の自衛消防活動

消火・通報・避難誘導等の担当者は、次に示す基準により行動する。

(1) 通報・連絡

- ① 火災が発生したときには、火災を発見した者又は通報連絡（情報）班は、直ちに 119 番通報する。同時に、防災センターや警備室、管理人室等へ火災の発生と状況を連絡する。
- ② 自動火災報知設備の発信機を押し、大声で叫ぶなど火災発生を周囲（他階、他事業所を含む。）に知らせる。
なお、放送設備がある場合は、積極的に放送設備を活用する。
- ③ すでに消火された火災を発見した場合も、消防機関へ通報する。
- ④ 管理権原者、防火管理者が不在のときは緊急連絡一覧表により、管理権原者、防火管理者へ連絡する。
- ⑤ その他

▲自動火災報知設備と音声警報鳴動方式の放送設備が連動している場合

▲自動火災報知設備と火災通報装置が連動している場合

(2) 初期消火

- ① 初期消火班は、出火場所に急行し、自己の安全を確保した上で初期消火活動を行う。
- ② 初期消火班は、消火器や屋内消火栓などの消防用設備等を用いて消火する。
- ③ その他

(3) 避難誘導

- ① 避難誘導班は、避難経路図に基づいて避難誘導する。
- ② 各避難誘導班員は、拡声器、メガホン等を使用して落ち着いて行動するよう呼びかけ、安全な場所へと誘導する。（放送設備がある場合は、放送設備を活用して避難誘導を行う。）
- ③ 避難方向が分かりにくい場所には誘導員を配置する。
- ④ 避難誘導班は、負傷者及び逃げ遅れた者の確認を行い防火対象物自衛消防隊長に報告する。
- ⑤ その他

(4) 安全防護

- ① 逃げ遅れた者がいないことを確認した後、防火戸や防火シャッターを閉鎖する。
- ② その他

(5) 応急救護

↓事業所自衛消防隊（テナント等）がある場合

- ① 応急救護班は、負傷者の応急救護を行い、（▲事業所本部隊の応急救護班及び）救急隊と連絡を密にして、負傷者を速やかに運ぶことができるようとする。
- ② 応急救護班は、負傷者の所属する事業所名、氏名、年齢、住所、電話番号、搬送病院、負傷箇所、負傷程度等必要事項を記録する。
- ③ 逃げ遅れた者の情報を得た場合、応急救護班は現場へ急行し、特別避難階段、屋外避難階段等の安全な場所へ救出する。
- ④ その他

↓ 営業時間内と自衛消防活動体制が異なる場合

▲ 5 営業時間外等（夜間・休日等）の自衛消防活動体制

(1) 営業時間外等に在館者がいる場合

① 営業時間外等の巡回等

守衛等は、定期に巡回する等火災予防上の安全を確保する。

② 営業時間外等における自衛消防活動

営業時間外等における自衛消防活動は、次の初動措置を行う。

通報連絡	火災が発生したとき、発見者は直ちに 119 番通報するとともに、建物内にいる者に火災の発生を知らせ、さらに緊急連絡一覧表等により関係者に速やかに連絡する。
初期消火・安全防護	消火器や屋内消火栓などの消防用設備等を有効に活用し適切な初期消火を行うとともに、防火戸などの閉鎖を行う。
避難誘導	工事、点検等のため入館者がある場合は、放送設備や拡声器などを使用して火災を知らせ、避難方向等を指示する。
消防隊への情報提供等	消防隊に対し、火災発見の状況、延焼状況等の情報、資料等を速やかに提供するとともに、出火場所への誘導を行う。
その他	_____

(2) 営業時間外等に無人となる場合

営業時間外等において無人となる場合は、次によるものとする。

また、火災発生等の連絡を受けた防火管理者等は、直ちに現場に駆けつける。

▲① 事業所火災直接通報（承認番号_____）

▲② 代理通報（通報事業者名_____）

③ その他

▲ 6 その他

第8 訓練

1 訓練の実施時期等

(1) 訓練の実施時期等は次表のとおりとする。

訓練の種別	実施時期	備考
総合訓練	おおむね_____月_____月	
部分訓練	おおむね_____月_____月	
その他の訓練	おおむね_____月_____月	

- (2) 防火管理者は、訓練指導者を指定して、訓練の実施に当たらせる。
(3) 防火管理者は、自衛消防訓練を実施しようとするときは、あらかじめ「自衛消防訓練通知書」を所轄消防署へ提出する。

2 訓練時の安全管理

訓練指導者は_____とし、訓練時における自衛消防隊員の事故防止等を図るため、次の安全管理を実施する。

時 期	内 容
訓練実施前	① 訓練に使用する施設、資器材及び設備等は、必ず事前に点検を実施する。 ② 事前に自衛消防隊員の健康状態を把握し、訓練の実施に支障があると判断した場合は、必要な指示をし、又は参加させない等の措置を講じる。
訓練実施時	① 訓練指導者は、安全を管理する者を訓練の状況全般が把握できる位置に、補助者等を安全管理上必要な箇所に配置して、各操作及び動作の安全を確認する。 ② 訓練実施時において、使用資器材及び訓練施設等に異常を認めた場合は、直ちに訓練を中止するとともに必要な措置等を講じる。
訓練終了後	訓練終了後の使用資器材収納時についても、十分に安全を確保させる。

3 訓練の実施結果

防火管理者は、自衛消防訓練終了後訓練の実施結果について検討するとともに、「自衛消防訓練実施結果記録書」に記録し、以後の訓練に反映させるものとし、防火管理維持台帳に綴じて、訓練を行った日から3年間保管する。

第9 震災対策

1 震災に備えての事前計画

管理権原者等は、震災に備えて、次の対策を行う。

対 策	内 容
任務分担	別表3 「日常の火災予防の担当者と日常の注意事項」の担当区域に準じて、区域ごとに点検・検査の任務を行う。
点検・検査	第3、2に定める火災予防のための自主的な点検・検査と同時にを行い、その結果、不備を確認した場合には、即時改修する等対策を図る。
日常点検（毎日）	<p>別表4－1 「自主検査チェック表（火気関係）」、別表4－2 「自主検査チェック表（閉鎖障害等）」により行う。</p> <p>① 火災発生のおそれのある箇所（火気関係）と防火戸等の閉鎖障害及び消防用設備等の操作障害（閉鎖障害等）を確認する。</p> <p>② 火気設備・器具の周囲に、転倒・落下のおそれのある物品や可燃物を置いていないことを確認する。</p>
定期点検 (年に2回以上)	<p>別表5 「自主検査チェック表（定期）」、別表6 「自主点検チェック表（消防用設備等）」により行う。</p> <p>① 安全な避難の確保のため、避難施設や防火設備を点検し、安全な状態を確保する。</p> <p>② 建築物とこれに付随する工作物（看板等）を点検し、倒壊、転倒、落下防止措置を行う。</p> <p>③ 消防用設備等の点検を行う。</p>
随時点検 (随時)	<p>別表8 「家具・じゅう器等の転倒・落下・移動防止対策チェック表」により行う。</p> <p>事務室内、倉庫、避難通路、出入口等の書架、物品棚、複写機等の家具・じゅう器等の転倒・落下・移動防止の措置を行う。</p> <p>▲危険物、毒物、高压ガス等の貯蔵・取扱場所の点検及び転倒、落下、浸水等による発火防止措置と送油管等の点検を行う。</p>
消火器等の準備と適正管理	法令基準に基づき消火器等を設置し、適正に維持管理する。
資器材・非常用物品の準備と点検整備	地震その他の災害に備え、救助・救護等の資器材と非常用物品を確保し、定期的に点検整備を行う。
危険実態の把握	東京都が作成、公表する「地震の被害予測」や、区市町村が作成する「ハザードマップ」等を定期的に確認する。
安全避難の確保と点検	<p>① 在館者が建物から安全に避難できるように、避難施設及び防火設備を点検し、安全な状態を確保する。</p> <p>② 避難場所を確認し、避難方法等の手段を検討する。</p>
周辺地域との連携	周辺地域の事業所や住民等との連携・協力に努める。
応援協定が締結されて いる場合 ▲応援協定に基づく 訓練	<p>応援協定を締結した事業所と合同で訓練を実施する。</p> <hr/>
従業員への教育・訓練	「第5 防火・防災教育」、「第8 訓練」の実施にあわせ、従業員に対し地震時の対応方法等の教育・訓練を行う。

警戒宣言が発せられた場合等の措置	<p>① 警戒宣言が発せられた旨等を事業所内の者に伝達する。</p> <p>② 自衛消防隊は、警戒宣言が発せられた場合は、別表7に定める任務を行う。</p> <p>③ 火気使用を禁止し、施設・設備の点検を行う。</p>												
従業員との連絡手段の確保	通話の輻そうや停電による電話の不通を想定し、従業員との連絡の手段や手順をあらかじめ定めておく。												
従業員の安否確認	<p>震災時における従業員の安否確認者（班）及び安否確認手段は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>確認者（班）</th> <th>優先順位</th> <th>確認手段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>第1</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>第2</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>第3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	確認者（班）	優先順位	確認手段		第1			第2			第3	
確認者（班）	優先順位	確認手段											
	第1												
	第2												
	第3												
家族との安否確認手段の確保	従業員は、震災時における家族との安否確認手段を日頃から家族と話し合い、複数の連絡手段（携帯電話用災害用伝言板・SNS・災害用伝言ダイヤル（171）等）を確保し優先順位を決めておく。												
従業員等の一斉帰宅の抑制	<p>① 公共交通機関が運行を停止し、当分復旧の見通しがない場合は、帰宅困難者の発生による混乱防止のため、従業員等に「むやみに移動を開始しない」ことを周知する。</p> <p>② 従業員等が安全に待機できる場所（施設内待機場所）を確保する。</p> <p>施設内待機場所：_____</p> <p>③ 従業員等の施設内待機を維持するために、3日分の飲料水、食料その他必要な物資（備蓄品）を備蓄する。</p> <p>なお、エレベーターの停止に備え、備蓄品の保管場所は分散させる。</p> <p>また、従業員以外の帰宅困難者用に、従業員用の備蓄の10%程度を余分に備蓄する。</p> <p>（備蓄場所と備蓄品・・・別表9のとおり）</p> <p>④ 従業員、在館者等に要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、外国人等）が含まれている場合を考慮し、次の措置を講じておく。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象等</th> <th>具体的な準備品等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者・障がい者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>妊婦・乳幼児</td> <td></td> </tr> <tr> <td>外国人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>⑤ 従業員の徒歩による帰宅経路を把握し、グループ毎の時差退社計画を作成しておく。</p> <p>（時差退社計画表・・・別表10のとおり）</p>	対象等	具体的な準備品等	高齢者・障がい者		妊婦・乳幼児		外国人					
対象等	具体的な準備品等												
高齢者・障がい者													
妊婦・乳幼児													
外国人													
帰宅困難者対策	鉄道等交通機関の運行の情報、余震、津波等の発生危険に関する情報の把握に努め、館内放送等を活用して従業員等に適宜伝達する。												

P D C A サイクルの実施	訓練等の結果確認と検証を行い、震災に備えての事前計画を見直し改善する取組み（P D C A（計画→実行→検証→改善）サイクル）を取り入れる。
-----------------	--

2 震災時の活動計画

管理権原者等は、震災発生時には、次により活動、措置等を行う。

項 目	内 容
震災時の任務分担	<p>① 火災時の自衛消防隊編成(第7A「事業所自衛消防隊の編成と任務」又は第7B「防火対象物自衛消防隊の編成と任務」で組織した隊)による活動を原則とする。</p> <p>② この編成では対応が困難な場合、自衛消防隊長は、担当を増強、移動するなどの対応により効果的な自衛消防活動を行わせる。</p>
緊急地震速報の活用	<p>① 緊急地震速報の受信方法とその場合の行動について従業員等に周知しておき、有効に活用する。</p> <p>② 緊急地震速報を受信した場合、周囲の状況に応じて、自身の身の安全を確保する。</p>
出火防止対策	<p>① 火気設備・器具付近にいる従業員等は、身の安全を確保し、揺れがおさまった後、電源、燃料等の遮断等を行う。</p> <p>② 二次災害の予防のため、建物や火気設備・器具、危険物施設等について点検を実施し、異常が認められた場合は、応急措置を行う。</p>
危険物等に対する緊急措置	危険物、毒物、高圧ガス等の流出又は漏えいが発生した場合は、自衛消防隊により応急措置を行い、消防機関その他関係者に連絡する。
初期消火	火災発見者は、周囲の者に大声で知らせ、任務分担に基づく活動を開始する。初期消火班は消防用設備等を活用し、初期消火を行う。
初期救助・救護	要救助者を発見した場合は、自衛消防隊長に知らせ、周囲の者や救出救護班と協力して初期救助・救護を行う。
被害状況の確認	<p>① 別表11「施設の安全点検のためのチェックリスト」により施設内の被害状況を確認する。</p> <p>② 災害関連情報等を収集し、施設周辺の被害状況等を確認する。</p> <p>③ 停電時を考慮した次の情報収集手段及び提供方法等に基づき、災害関連情報及び公共交通機関の運行状況等の情報を収集し、従業員へ提供する。</p> <p>情報収集手段・・・_____</p> <p>情報提供方法・・・_____</p> <p>非常用電源・・・_____</p>
施設内待機の判断	管理権原者は、施設内外の被害状況を把握し、施設内で待機できるかを判断する。
施設内待機の指示	施設内待機が可能と判断された場合には、_____を用いて、「むやみに移動を開始しない」ことを従業員等に徹底する。
必要な情報の把握と指示	自衛消防隊長は、施設内外の状況を把握し、必要な情報を自衛消防隊員に周知徹底し、混乱防止のため在館者に適切な指示を行う。

3 施設再開までの復旧計画

管理権原者等は、次の措置等を行う。

項目	内 容
ガス、電気、上下水道、通信等途絶時の対策	ガス、電気、上下水道、通信途絶時は、非常用電源や非常用物品等を活用し対応する。
火気・電気に起因する二次災害の発生防止	火気設備・器具、電気器具等からの火災発生要因の排除又は使用禁止措置を行う。
▲危険物に起因する二次災害の発生防止	危険物品からの火災発生要因の排除、安全な場所への移動又は立入禁止措置を行う。
被害状況の把握	<p>① 二次災害の発生に備えて、建築物、消防用設備等の使用可否を把握するとともに、使用可能な消火器を安全な場所に集結しておく。</p> <p>② 倒壊危険、火災危険等のある場合は、立入禁止の措置を行う。</p>
復旧作業等の実施	<p>① 復旧作業者に対する出火防止等の教育を徹底する。</p> <p>② 復旧作業に伴う立入禁止区域及び避難経路を指定し、従業員その他防火管理業務に従事する者に周知徹底する。</p> <p>③ 復旧作業をしながら建物を使用し事業活動を行う場合は、相互の連絡を徹底し、監視を強化する。</p>

第10 その他の災害対策

※● 1 大規模テロ等に伴う災害に係る自衛消防対策

項目	内容
事前の備え	マスク、防護衣等の避難誘導のための資器材を配置した場合、定期に点検・整備を行う。
自衛消防隊の編成と任務	別表7A「事業所自衛消防隊の編成と任務」(又は別表7B「防火対象物自衛消防隊の編成と任務」)の編成と任務に準じる。 この編成では対応が困難な場合、自衛消防隊長は担当の増強、移動などの対応により、効果的な自衛消防活動を行わせる。
自衛消防隊の活動	通報連絡、在館者の避難及び避難のために必要な最小限の身体防護措置を行う。 行政機関からの指示等に従うこととする。 行政機関からの指示等は、確実に収集できる体制をとり、指示等があった場合は、在館者に確実に伝達する。 自己事業所で発生した場合を除き、原則として屋内にとどまり行政機関からの指示を待つ。

● 2 大雨・強風等に係る自衛消防対策

項目	内容
事前の備え	排水溝等の雨水排水施設を清掃、整備する。 落下危険のある工作物（看板等）の除去、固定措置を図る。 ハザードマップ等を定期的に確認し、自己防火対象物の存する地域の水害に対する危険実態の把握に努める。 停電時等に正しい情報が入手できるようラジオ等を備えておく。 止水板、土のう、排水ポンプ等の水災害に対応する資器材を定期的に整備、点検する。
自衛消防隊の編成と任務	別表7A「事業所自衛消防隊の編成と任務」(又は別表7B「防火対象物自衛消防隊の編成と任務」)の編成と任務に準じる。 この編成では対応が困難な場合、自衛消防隊長は担当の増強、移動などの対応により、効果的な自衛消防活動を行わせる。
自衛消防隊の活動	大雨洪水警報の発令等、災害発生危険が高まった場合 ・建物内外の定期巡回 ・屋外に通じる窓、扉の閉鎖 道路の冠水等、地下部分への浸水危険がある場合 ・資器材の点検、排水ポンプの作動確認 ・地下部分への立入制限 ・エレベーターの使用制限

● 3 受傷事故等の自衛消防対策

項目	内 容
事前の備え	① 従業員の救命講習の受講等の促進を図る。 ② 応急救護資器材を配置し、定期的に点検・整備を行う。
自衛消防隊の編成と任務	別表7A 「事業所自衛消防隊の編成と任務」(又は別表7B 「防火対象物自衛消防隊の編成と任務」)の編成と任務に準じる。 この編成では対応が困難な場合、自衛消防隊長は担当の増強、移動などの対応により、効果的な自衛消防活動を行わせる。
自衛消防隊の活動	① 傷病者のそばにいる者は、応急手当を行う。 状況により病院へ搬送又は救急車の要請(119番通報)を行う。 ② 応急救護の知識・技術を持った者がいる場合は、応援要請を行う。 ③ 人員に余裕のある場合、玄関等から救急隊を、現場へ誘導する。 ④ 救急隊到着後は、救急隊員の指示に従う。

● 4 その他の自衛消防対策

(1) ガス漏えい事故対策

ガス漏れを確認した場合は、自衛消防隊長は直ちにガス会社及び消防機関へ通報し、在館者に対し放送設備等を活用して火気及び電気の使用禁止と避難を指示する。

(2) 停電発生時の出火防止対策

停電が発生した場合は、停電復旧後の出火防止のため、電熱機器等の電源スイッチを切りコンセントを外す。

第11 その他

↓従業員に周知するために掲示、活用する場合

▲ 1 消防計画概要

防火管理業務の全体を把握するため、別添え 消防計画概要を防災センターや事務室等の見やすい場所に掲示し、従業員への周知に活用する。

▲別表1（防火・防災管理業務の一部を第三者へ委託している場合）

防火・防災管理業務の一部委託状況表

年 月 日現在

再受託者の有無		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 一部有 <input type="checkbox"/> 全部	
防火・防災管理業務の一部受託者の氏名及び住所等 〔法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地〕			
氏 名 (名 称) 住 所 (所 在 地) 担当事務所 (電話番号) 所 在 地 電 話 番 号 〔教育担当者氏名〕 〔講習等種別・番号〕 〔 教 育 計 画 〕		受託者が再委託する場合 再受託者の氏名及び住所等	
受託者の行う防火・防災管理業務の範囲及び方法については下記のとおり			
常駐方式	範 囲	<input type="checkbox"/> 出火防止業務 (火気使用箇所の点検監視など) <input type="checkbox"/> 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 <input type="checkbox"/> 消防・防災設備等の監視・操作業務	<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左
		<input type="checkbox"/> 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動	<input type="checkbox"/> 同左
		<input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左
		<input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> 救出・応急救護 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左
		<input type="checkbox"/> 自衛消防訓練指導 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> その他()
	方 法	常 駐 場 所	
		常 駐 人 員	
		委託する防火対象物の区域	
		委 託 す る 時 間 帯	
巡回方式	範 囲	<input type="checkbox"/> 出火防止業務 (火気使用箇所の点検など) <input type="checkbox"/> 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 <input type="checkbox"/> 消防・防災設備等の監視・操作業務	<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左
		<input type="checkbox"/> 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動	<input type="checkbox"/> 同左
		<input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左
		<input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> 救出・応急救護 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左
		<input type="checkbox"/> 自衛消防訓練指導 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> その他()
	方 法	巡 回 回 数	
		巡 回 人 員	
		委託する防火対象物の区域	
		委 託 す る 時 間 帯	
遠隔移報方式	範 囲	<input type="checkbox"/> 消防・防災設備等の遠隔監視・操作業務	<input type="checkbox"/> 同左
		<input type="checkbox"/> 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動	<input type="checkbox"/> 同左
		<input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左
		<input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> 救出・応急救護 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左
		<input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> その他()
	方 法	現場確認要員の待機場所	
		到 着 所 要 時 間	
		委託する防火対象物の区域	
		委 託 す る 時 間 帯	

(備考)「受託者の行う防火・防災管理業務の範囲」については、該当する項目の□に✓印を付する。

▲別表2（防火・防災管理業務の一部を第三者へ委託している場合）

防火・防災管理業務一部委託契約書等の内容チェック表（管理権原者の自己チェック表）

作成する内容		チェック欄
1	名称・所在	
2	委託業務範囲等 (1) 間隔（全部、階数、一部等） (2) 業務（一括、防災センター監視、警備、設備、清掃、駐車場等） (3) 契約期間 (4) 受託者に防火管理上の権限を付与すること。	
3	受託者の厳守事項 (1) 契約内容を遵守すること。 (2) 消防法令に基づく管理権原者又は防火・防災管理者の指揮、命令に従うこと。 (3) 消防計画に基づき業務を行うこと。 (4) 消防関係法令並びに館内規則を遵守すること。 (5) 勤務日報の記録及び報告すること。	
4	勤務体制等 (1) 方法（常駐、巡回、遠隔移報等） (2) 常駐場所（防災センター、管理室、待機場所等） (3) 時間、人数、巡回回数、到着所要時間 (4) 休日、夜間の体制 (5) 消防用設備等の取扱いマニュアルの設置 (6) 資格保有者数（自衛消防技術認定証、防災センター要員講習等）	
5	受託会社の行う派遣従業員への防火・防災教育、訓練の実施体制 (1) 教育担当者の配置 (2) 教育担当者による計画的な防火・防災教育、訓練実施状況（教育計画等）	
6	出火防止業務 (1) 火気使用箇所の点検等監視業務 ア 喫煙禁止場所における違反者に対する是正措置 イ 火気使用設備器具等の点検及びガスの閉鎖状況確認 ウ 吸盤処理状況の確認 (2) 周囲の可燃物の管理等 ア 放火防止対策（建物外周や共用部分に放置された可燃物の処理） イ リネン室、倉庫、ゴミ置場等の施錠	
7	避難又は防火・防災上必要な構造及び設備の維持管理 (1) 避難施設（非常口、通路、階段等）における避難障害の有無 (2) 防火戸・防火シャッター閉鎖障害の有無並びに閉鎖状況 (3) 消防用設備等の管理、保全状況の目視点検、確認 (4) その他防災設備等の異常・故障表示の対応（防災設備不作動表示を含む。） (5) 建物、施設等の破損又は危険箇所の有無	
8	火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動 (1) 自衛消防隊の編成に基づく初動措置 (2) 火災の発見（人的、煙感知器、設備の起動表示等による発見） (3) 火災状況の把握（受信機の表示、非常電話等による情報収集） (4) 消防機関への通報（電話・火災通報装置等による通報） (5) 避難誘導（非常放送の活用、避難方向の指示、エレベーター使用禁止） (6) 初期消火（消火器、屋内消火栓等の活用） (7) 空調設備の停止（給排気設備の停止）、エレベーターの呼び戻し（避難階への呼び戻しと停止）、排煙設備の起動（排煙設備の起動順位の設定）、非常口等の解錠（非常口扉の解錠）、防火戸閉鎖等（防火戸、防火ダンパー等の遠隔操作及び手動操作） (8) 消火設備の起動（各種消火設備の遠隔起動操作及び手動操作） (9) 火災以外の地震その他の災害等の発生時の措置（□地震、□その他の災害等（ ）） (10) 警戒宣言が発せられた場合の措置	
9	自衛消防訓練の実施 (1) 消防計画に基づく自衛消防訓練の実施 (2) 自衛消防訓練指導者	
10	その他 (1) 定期的な建物内外の巡回 (2) その他防火管理上必要な事項	
11	再委託をする場合の契約内容等の確認	

※ 契約書等の中に受託者に行わせる一部委託内容が盛り込まれているかどうか、該当する項目をチェックする。

別表3

日常の火災予防の担当者と日常の注意事項
〔百貨店等の記載例〕

管理権原者 役職・氏名				担当者の任務	
防火管理者 役職・氏名				防火管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設の防火管理業務の統括責任者 ・防火担当責任者と火元責任者に対し指導監督を行う。
担当区域	氏 名	担当区域	氏 名		
				防火担当責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・担当区域の火災予防について責任を持つとともに、火元責任者に対し指導監督を行う。 ・防火管理者の補佐を行う。
				火元責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・担当区域の火災予防について、「自主検査チェック表」などに基づきチェックし、防火管理者に報告する。
				従業員の注意事項	
				<ol style="list-style-type: none"> 1 消火器、屋内消火栓などが設置してある場所や階段、通路、出入口などの周囲には、物品を置かないこと。 2 防火戸の付近には、閉鎖の障害となる物品を置かないこと。 3 火気設備・器具の周辺には、よく整理整頓して、燃えるものを感じて置かないこと。 4 休憩室、事務室などから最後に出る人は、必ず火の始末をすること。 5 従業員、職員等の喫煙は、指定された場所で行い、必ず吸殻入れを用いて喫煙すること。 6 死角となる廊下、階段室、トイレなどに燃えるものを置かないこと。 7 危険物品等を使用するときは、防火管理者の承認を得ること。 8 異常事態が発生したときは、必ず防火管理者に報告すること。 9 喫煙場所などの吸殻入れ、通路のゴミ入れを確認するほか、吸殻は不燃性の蓋付き水入り容器に入れるなどして処分すること。 10 建物内外の整理整頓を行い、ゴミやダンボール箱など燃えやすいものは、決められた時間以外は、外に出さないこと。 11 電気、ガスなどの火気使用設備器具のスイッチを切り、各室の安全を確かめた後に施錠すること。 12 火元責任者は、担当区域の火気の状況を責任を持って管理すること。 13 その他 	

別表4-1

自主検査チェック表（火気関係）

月

検査実施者				担当区域			
日	曜日	検査項目					
		ガス関係	電気関係	裸火関係	喫煙管理	火の元	放火防止
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
(備考) 不備欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告する。					防火・防災管理者 確認		
(凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 ⊗…即時改修							

別表4-2

自主検査チェック表（閉鎖障害等）

別表5

自主検査チェック表（定期）

実施項目及び確認箇所		検査結果
建 物 構 造	(1) 基礎部 上部の構造体に影響を及ぼすような沈下・傾き・ひび割れ・欠陥等がないか。	
	(2) 柱・はり・壁・床 コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。	
	(3) 天井 仕上材に、はく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。	
	(4) 窓枠・サッシ・ガラス 窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、ゆるみ、著しい変形等がないか。	
	(5) 外壁（貼石・タイル・モルタル・塗壁等）・ひさし・パラペット 貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上り等が生じていないか。	
	(6) 屋外階段 各構成部材及びその結合部に、ゆるみ・ひび割れ・腐食・劣化等はないか。	
	(7) 手すり 支柱が破損・腐食していないか。また、取り付け部にゆるみ・浮きがないか。	
防 火 上 の 構 造	(1) 外壁の構造等 外壁の耐火構造等に損傷はないか。	
	(2) 防火区画等 ① 防火区画等の壁、天井等に破損がないか。 ② 自動開閉装置（ドアチェック等）付の防火戸・防火シャッターが完全に閉まるか。 〔確認要領〕 ○ 常時閉鎖式は最大限まで開放して閉まるのを確認する。 ○ 煙感知器連動閉鎖式は、防火戸を止めているマグネット等を手動により外し自動的に閉鎖するのを確認する。 ③ 防火シャッターの降下スイッチを作動させ、防火シャッターが最後まで降下するか。 ④ 防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか。 ⑤ 防火区画の防火設備に近接して、延焼の媒介となる可燃性物件を置いてないか。 ⑥ 防火ダンパーの作動状況は良いか。	
	(1) 廊下・避難通路 ① 有効幅員が確保されているか。 ② 火災の予防又は避難に支障となる施設又は物件はないか。 ③ 床面は、避難に際し、つまづき、すべり等が生じていないか。	
	(2) 階段 ① 手すりの取り付け部の緩みと手すり部分の破損がないか。 ② 階段に敷物の類は敷かれていないか。（面積が2m ² 以下のもの、防炎性能を有するものを除く。） ③ 火災の予防又は避難に支障となる施設又は物件はないか。 ④ 非常用照明がバッテリーで点灯するか。	
	(3) 避難口・主たる通路に設ける戸 ① 次の出入口に設ける戸は、容易に開放できる外開き戸であるか。（劇場等以外で支障のないものは内開き可能） ア 屋内から直接地上に通ずる出入口及びその附室出入口 イ 避難階又は地上に通ずる直通階段及び附室の出入口 ウ 非常の際避難専用とするために設けた出入口 ② ①の戸を開放した場合に廊下、階段等の幅を有効に確保できているか。 ③ ①の戸の開閉に支障となる障害物がないか。	
	(4) 消防隊非常用進入口は表示されているか。また、進入障害はないか。	
	(1) 廉房設備（コンロ、レンジ、フライヤー等）、給湯器等 ① 可燃物品から適正な距離が保たれているか。また、周辺部は炭化していないか。 ② ガス配管等は、亀裂、劣化、損傷していないか。 ③ 油脂を含む蒸気を発生させる厨房設備の天蓋、グリスフィルター、防火ダンパー及び排気ダクトは、清掃されているか。 ④ 防火ダンパーに変形、損傷がなく、かつ、正常に作動するか。	
	⑤ 煙突、排気筒及び排気ダクトに変形、損傷がないか。また、可燃物品から適正な距離が保たれているか。	

	(2)	暖房器具（ガスストーブ、石油ストーブ等） ① 自動停止装置は、適正に機能するか。 ② 火気周囲は、整理整頓されているか。		
電 氣 設 備 ・ 器 具	(1)	変電設備 ① 電気技術主任者等の資格を有する者が検査を行っているか。 ② 変電設備の周囲に可燃物を置いていないか。 ③ 変電設備に異音、過熱はないか。		
	(2)	電気器具 ① タコ足の接続を行っていないか。 ② 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。		
危 險 物 施 設	(1)	少量危険物貯蔵取扱所 ① 標識は掲げられているか。 ② 掲示板（類別・数量等）には、正しく記載されているか。 ③ 換気設備は適正に機能しているか。 ④ 容器の転倒、落下防止措置はあるか。 ⑤ 整理清掃状況は適正か。 ⑥ 危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。 ⑦ 屋内タンク、地下タンクの場合に、通気管のメッシュに亀裂等はないか。		
	(2)	指定可燃物貯蔵取扱所 ① 標識は掲げられているか。 ② 貯蔵取扱所周辺に火気はないか。 ③ 整理整頓（集積）の状況は良いか。		
備考				
検査実施者氏名	検査実施日	検査実施者氏名	検査実施日	防火・防災管理者確認

(備考) 不備・欠陥がある場合には、直ちに防火・防災管理者に報告する。

実施しない設備、確認箇所は斜線とする。

(検査結果の凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 ⊗

別表6

自主点検チェック表（消防用設備等）

実施設備	確認箇所	点検結果
消火器 (年月日実施)	(1) 設置場所に置いてあるか。	
	(2) 消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。	
	(3) 安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。	
	(4) ホースに変形、損傷、劣化等がなく、内部に詰まりがないか。	
	(5) 圧力計が指示範囲内にあるか。	
屋内消火栓設備 泡消火設備 (移動式) (年月日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。	
	(2) 消火栓扉は確実に開閉できるか。	
	(3) ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。	
	(4) 表示灯は点灯しているか。	
スプリンクラー設備 (年月日実施)	(1) 散水の障害はないか。(例、物品の集積など)	
	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。	
	(3) 送水口の変形及び操作障害はないか。	
	(4) スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形はないか。	
	(5) 制御弁は閉鎖されていないか。	
水噴霧消火設備 (年月日実施)	(1) 散水の障害はないか。(例、物品の集積など)	
	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。	
	(3) 管、管継手に漏れ、変形はないか。	
泡消火設備 (固定式) (年月日実施)	(1) 泡の分布を妨げるものがないか。	
	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。	
	(3) 泡のヘッドに詰まり、変形はないか。	
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備 (年月日実施)	(1) 起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。(手動式起動装置)	
	(2) 手動式起動装置の直近の見やすい箇所に「不活性ガス消火設備」「ハロゲン化物消火設備」「粉末消火設備」の表示が設けてあるか。	
	(3) スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれなどはないか。	
	(4) 貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。	
屋外消火栓設備 (年月日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。	
	(2) 消火栓扉の表面には、「消火栓」又は「ホース格納庫」と表示されているか。	
	(3) ホース、ノズルに変形、損傷はないか。	
動力消防ポンプ設備 (年月日実施)	(1) 常置場所の周囲に、使用の障害となるような物がないか。	
	(2) 車台、ボディー等に割れ、曲がり及びボルトの緩みがないか。	
	(3) 管そう、ノズル、ストレーナー等に変形、損傷がないか。	
自動火災報知設備 (年月日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。	
	(2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。	
	(3) 用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。	
	(4) 感知器の破損、変形、脱落はないか。	
ガス漏れ火災警報設備 (年月日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。	
	(2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。	
	(3) 用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。	
	(4) ガス漏れ検知器に変形、損傷、腐食がないか。	
漏電火災警報器 (年月日実施)	(1) 電源表示灯は点灯しているか。	
	(2) 受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、ほこり、錆等で固着していないか。	
非常ベル (年月日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。	
	(2) 操作上障害となる物がないか。	
	(3) 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。	

放送設備 (年月日実施)	(1) 電源監視用の電源電圧計の指示が適正か。電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。 (2) 試験的に放送設備により、放送ができるか確認する。	
避難器具 (年月日実施)	(1) 避難に際し、容易に接近できるか。 (2) 格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在が分かりにくくなっていないか。 (3) 開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部をふさいでいないか。 (4) 降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。 (5) 標識に変形、脱落、汚損がないか。	
誘導灯 (年月日実施)	(1) 改装等により、設置位置が不適正になっていないか。 (2) 誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカ一等があつて、視認障害となっていないか。 (3) 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。 (4) 不点灯、ちらつき等がないか。	
消防用水 (年月日実施)	(1) 周囲に樹木等使用上の障害となる物がないか。 (2) 道路から吸管投入口又は採水口までの消防自動車の進入通路が確保されているか。 (3) 地下式の防火水槽、池等は、水量が著しく減少していないか。	
連結散水設備 (年月日実施)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか、また送水活動に障害となるものがないか。 (2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 (3) 散水ヘッドの各部に変形、損傷等がないか。 (4) 散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。	
連結送水管 (年月日実施)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか、また送水活動に障害となるものがないか。 (2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 (3) 放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物がないか。 (4) 放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。 (5) 表示灯は点灯しているか。	
非常コンセント設備 (年月日実施)	(1) 周囲に使用上障害となる物がないか。 (2) 保護箱は変形、損傷、腐食等がなく、容易に扉の開閉ができるか。 (3) 表示灯は点灯しているか。	
備考		
検査実施者氏名		防火・防災管理者確認

(備考) 不備・欠陥がある場合には、直ちに防火・防災管理者に報告する。

実施しない設備、確認箇所は斜線とする。

(点検結果の凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 ◎…即時改修

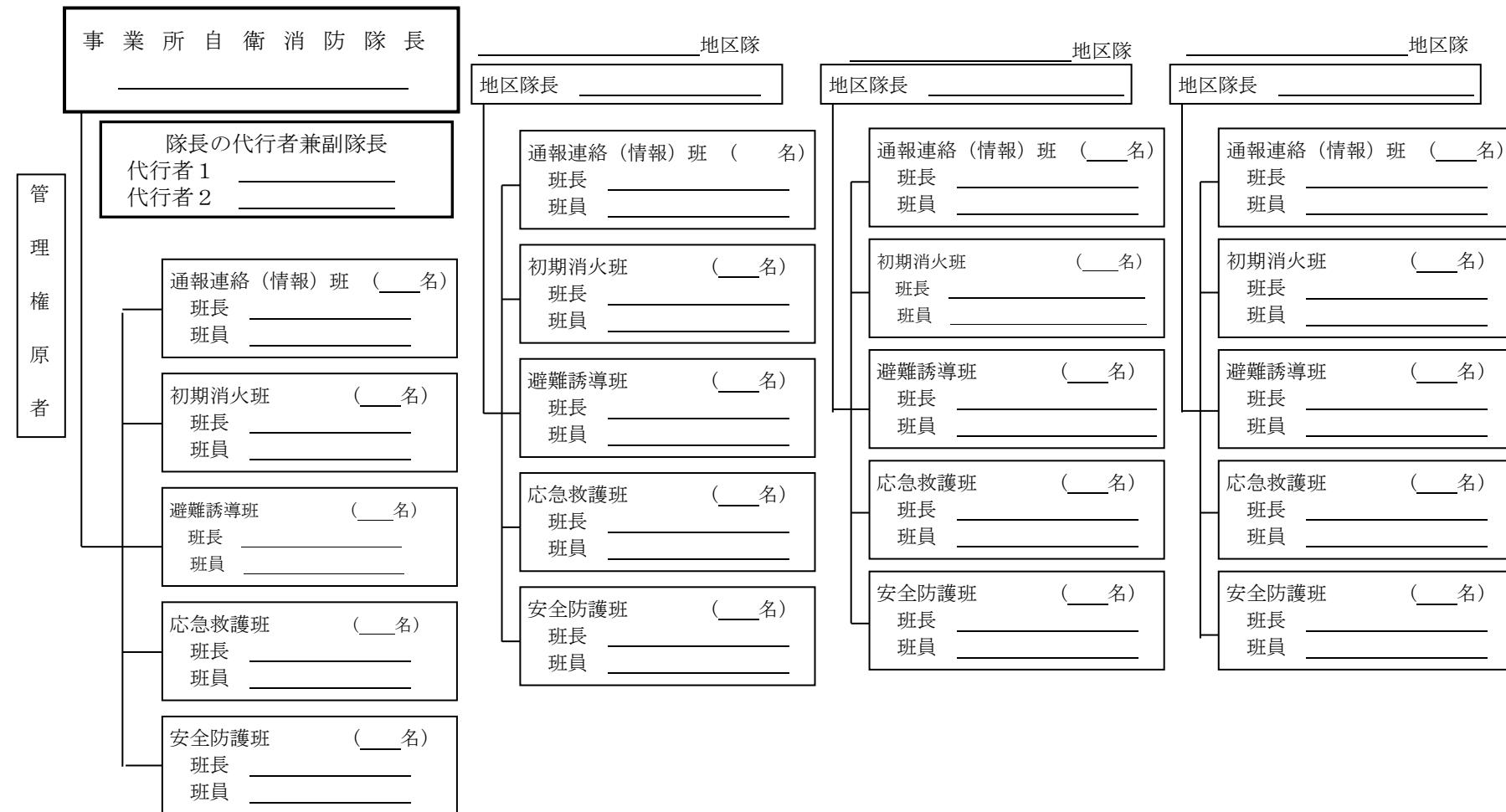
別表 7 A—①

事業所自衛消防隊（防火対象物地区隊）の編成と任務（編成表）

事業所自衛消防隊編成表 (_____時間帯 ___時___分～___時___分)

<事業所本部隊>

<事業所地区隊>



別表 7 A-②

事業所自衛消防隊の編成と任務（資格管理表）

配 置 等	職 名・氏 名	保 有 資 格 等	特 記 事 項
管 理 権 原 者			
事 業 所 本 部 隊			
事 業 所 自 衛 消 防 隊 長			
事 業 所 自 衛 消 防 隊 長 の 代 行 者	(第 1 順 位) (第 2 順 位)		
自 衛 消 防 技 術 認 定 者			
地 区 隊			
自 衛 消 防 技 術 認 定 者			
地 区 隊			
自 衛 消 防 技 術 認 定 者			
地 区 隊			
自 衛 消 防 技 術 認 定 者			

↓自衛消防活動中核要員が必要な場合

★▲全体についての消防計画に定める自衛消防活動中核要員の割当

地区中核要員の割当人数	本部中核要員の割当人数
____名	____名

※1 本表を新規に作成した場合は、防火対象物自衛消防隊長に本表の写しを提出すること。

※2 [自衛消防技術認定者]：自衛消防技術認定証の交付を受けている者 [自衛消防業務講習修了者]：自衛消防業務講習の課程を修了した者

※3 特記事項欄には、事業所自衛消防隊長が防火・防災管理者の場合はその旨、代行者の代行可能時間帯、中核要員指定者等の内容を記入すること。

別表 7 A—③

事業所自衛消防隊の編成と任務（任務表）

事業所本部隊及び事業所地区隊の任務

班	災害等発生時の任務	警戒宣言等が発せられた場合の組織編成	警戒宣言等が発せられた場合の任務
通報連絡（情報）班	1 消防機関への通報及び通報の確認 2 関係者への連絡（緊急連絡一覧表による。）	通報連絡（情報）担当は、情報収集担当として編成する。	テレビ、ラジオ等により情報を収集する。
初期消火班	1 出火場所への急行 2 消火器等による初期消火	初期消火班は、点検担当として編成する。	担当区域の転倒、落下防止措置を講ずる。
避難誘導班	1 出火時における避難者の誘導 2 負傷者及び逃げ遅れた者の確認 3 非常口の開放並びに開放の確認と避難障害物品の除去	避難誘導班は、平常時と同様の編成とする。	本部の指揮により、避難誘導を行う。
応急救護班	1 応急救護所の設置 2 負傷者の応急処置 3 救急隊との連携、情報の提供 4 逃げ遅れの救出	応急救護班は、応急措置担当として編成する。	危険箇所の補強、整備を行う。 救出資器材等の確認を行う。
安全防護班	水損防止、電気、ガス等の安全措置及び防火戸、防火シャッターの操作	安全防護班は、点検担当として編成する。	上記の初期消火班の任務に同じ。

別表7B—①

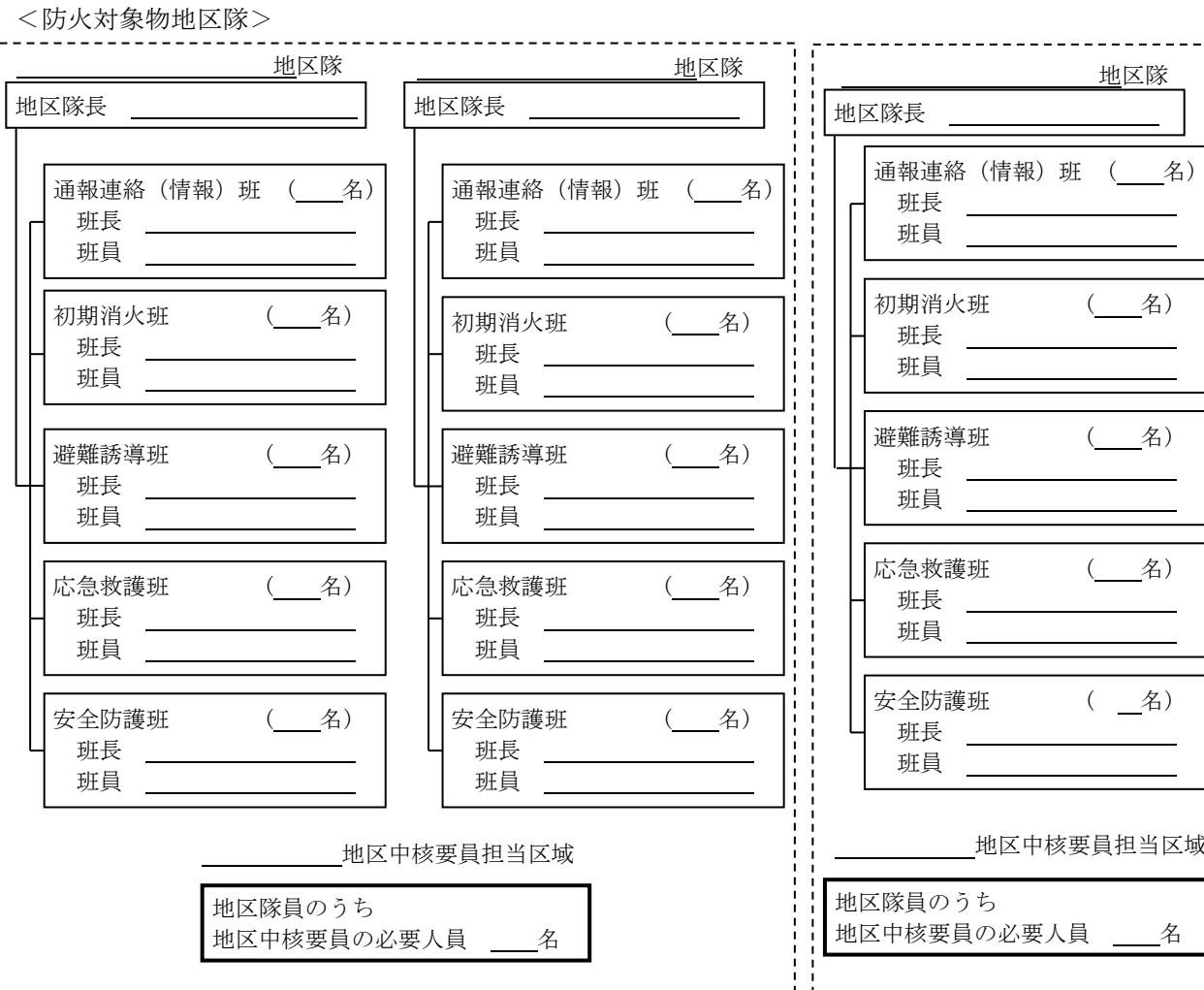
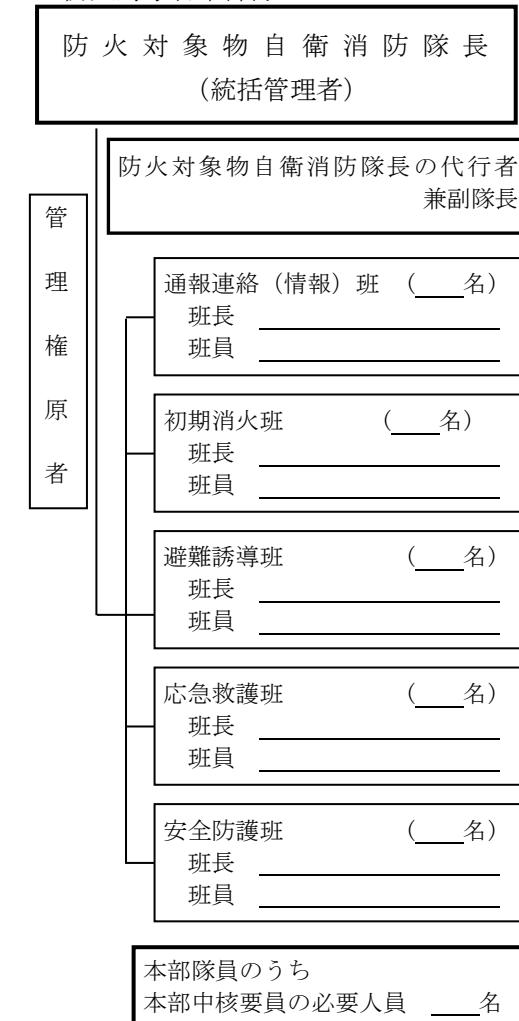
防火対象物自衛消防隊の編成と任務（編成表）

防火対象物自衛消防隊編成表 (_____ 時間帯 _____ 時 _____ 分～_____ 時 _____ 分)

防災センター（該・否） 防火管理技能者選任（該・否）__名

自衛消防組織要員（法第8条の2の5）（該・否）　自衛消防活動中核要員（条則第11条の5）の必要算定人員　__名　必要担当区域数　__個

＜防火対象物本部隊＞



別表7B-②

防火対象物自衛消防隊の編成と任務（資格管理表）

※（自衛消防組織及び自衛消防活動中核要員の配置が必要な対象物の場合）

防災センター（該・否） 防火管理技能者選任（該・否） ____名

自衛消防組織（法第8条の2の5）（該・否） 自衛消防活動中核要員（条則第11条の5）の必要算定人員 ____名 必要担当区域数 ____個

配 置 等	職 名 ・ 氏 名	保 有 資 格 等	特 記 事 項
管 理 権 原 者			
防 火 対 象 物 本 部 隊			
防 火 対 象 物 自 衛 消 防 隊 長			
防 火 対 象 物 自 衛 消 防 隊 長 の 代 行 者	(第1順位)		
	(第2順位)		
自 衛 消 防 業 務 講 習 修 了 者			
自 衛 消 防 技 術 認 定 者 (本部中核要員必要人員____名)			
地 区 中 核 要 員 担 当 区 域			
自 衛 消 防 技 術 認 定 者 (地区中核要員必要人員____名)			
地 区 中 核 要 員 担 当 区 域			
自 衛 消 防 技 術 認 定 者 (地区中核要員必要人員____名)			

※1 本表を新規に作成した場合は自衛消防組織設置届にその写しを添付し、本表に変更があった場合は、変更の都度、管轄消防署へその変更内容を連絡すること。

※2 [自衛消防技術認定者]：自衛消防技術認定証の交付を受けている者 [自衛消防業務講習修了者]：自衛消防業務講習の課程を修了した者

※3 特記事項欄には、事業所自衛消防隊長が防火管理者の場合はその旨、代行者の代行可能時間帯、中核要員指定者等の内容を記入すること。

※4 一部委託先従業員の場合、特記事項欄に派遣元事業所名を記入すること。

別表 7 B—③

防火対象物自衛消防隊の編成と任務（任務表）

1 防火対象物本部隊の任務

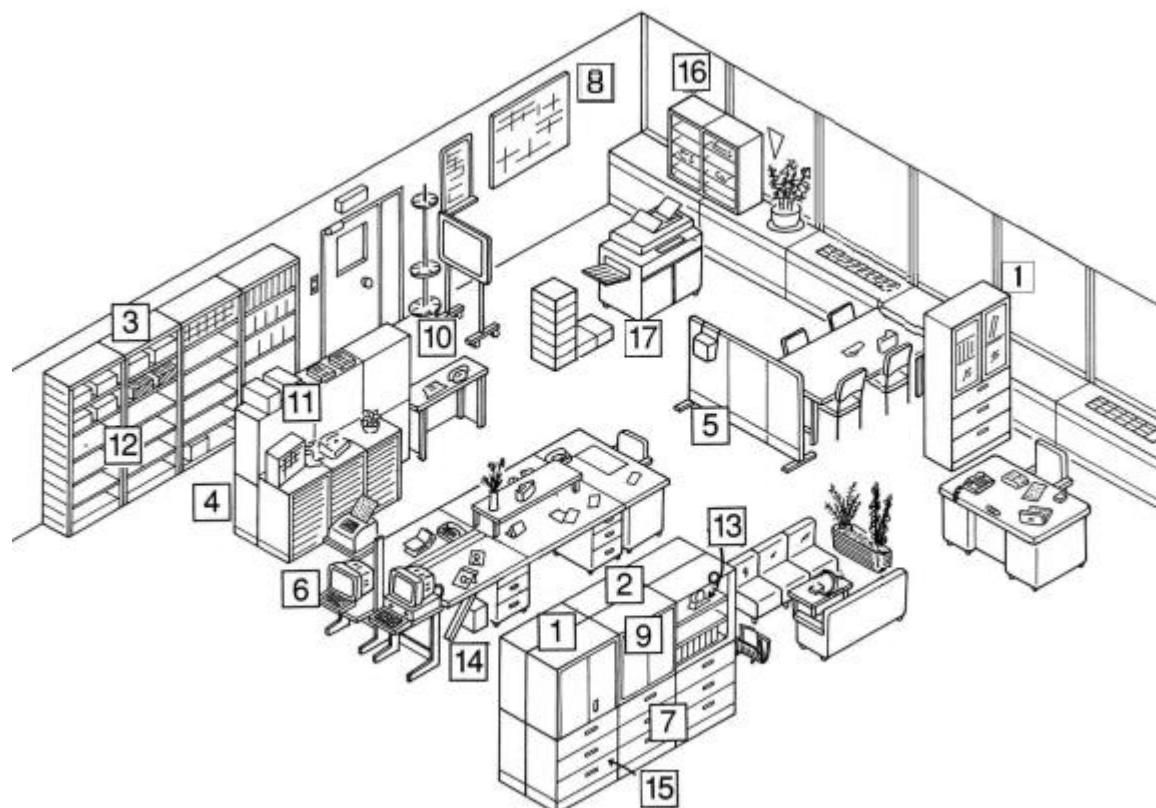
班	災害等発生時の任務	警戒宣言等が発せられた場合の組織編成	警戒宣言等が発せられた場合の任務
通報連絡（情報）班	1 消防機関への通報及び通報の確認 2 館内への非常放送及び指示命令の伝達 3 関係者への連絡（緊急連絡一覧表による。） 4 災害状況（火災発生場所・焼損物の特定・延焼状況・損傷等の状況等）の情報収集 5 逃げ遅れた者・負傷者等の情報収集 6 防火対象物地区隊への情報収集 7 防火対象物地区隊との連絡調整、指示命令 8 消防隊の誘導及び消防隊への情報提供	通報連絡（情報）班は、情報収集担当として編成する。	1 報道機関等により警戒宣言発令等に関する情報を収集し、防火対象物自衛消防隊長に連絡する。 2 周辺地域の状況を把握する。 3 放送設備、掲示板、携帯用拡声器等により在館者に対する周知を図る。 4 食料品、飲料水、医薬品等及び防災資器材の確認をする。 5 在館者の調査 6 その他
初期消火班	1 出火階に直行し、屋内消火栓による消火作業に従事 2 地区隊が行う消火作業への指揮指導 3 消防隊との連携及び補佐	初期消火班は、点検措置担当として編成する。	建物構造、防火・避難施設、電気、ガス、エレベーター、消防用設備等、危険物の点検及び保安の措置を講じる。
避難誘導班	1 出火階及び上層階に直行し、避難開始の指示命令の伝達 2 非常口の開放及び開放の確認 3 避難上障害となる物品の除去 4 未避難者、要救助者の確認及び本部への報告 5 ロープ等による警戒区域の設定	避難誘導班は、平常時と同様の編成とする。	混乱防止を主眼として、退館者の案内及び避難誘導を行う。
応急救護班	1 応急救護所の設置 2 負傷者の応急処置 3 救急隊との連携、情報の提供 4 逃げ遅れた者の救出	応急救護班は、情報収集担当として編成する。	上記の通報連絡（情報）班の任務と同様のほか、救出資器材等の確認をする。
安全防護班	1 火災発生地区へ直行し、防火シャッター、防火戸、防火ダンパー等の閉鎖 2 非常電源の確保、ボイラー等危険物施設の供給運転停止 3 エレベーター、エスカレーターの非常時の措置	安全防護班は、点検措置担当として編成する。	上記の初期消火班の任務と同様とする。

2 防火対象物地区隊の任務

班	災害等発生時の任務	警戒宣言等が発せられた場合の組織編成	警戒宣言等が発せられた場合の任務
通報連絡（情報）班	防火対象物本部隊への通報連絡及び隣接する他の防火対象物地区隊への連絡	通報連絡（情報）担当は、情報収集担当として編成する。	テレビ、ラジオ等により情報を収集する。
初期消火班	消火器等による初期消火及び本部隊初期消火班の誘導	初期消火班は、点検担当として編成する。	担当区域の転倒、落下防止措置を講じる。
避難誘導班	出火時における避難者の誘導	避難誘導班は、平常時と同様の編成とする。	本部の指揮により、避難誘導を行う。
応急救護班	救出及び負傷者に対する応急処置	応急救護班は、応急措置担当として編成する。	危険箇所の補強、整備を行う。
安全防護班	水損防止、電気、ガス等の安全措置及び防火戸、防火シャッターの操作	安全防護班は、点検担当として編成する。	上記の初期消火班の任務に同じ。

別表8

家具・じゅう器等の転倒・落下・移動防止対策チェック表



実施日	検査実施者	点検結果
項目		
1 背の高い家具を単独で置いていない		
2 安定の悪い家具は背合わせに連結している		
3 壁面収納は壁・床に固定している		
4 二段重ね家具は上下連結している		
5 ローパーティションは転倒しにくい「コの字型」「H型」のレイアウトにし、床に固定している		
6 OA機器は落下防止してある		
7 引出し、扉の開き防止対策をしている		
8 時計、額縁、掲示板等は落下しないように固定している		
9 ガラスには飛散防止フィルムを貼っている		
10 避難路に倒れやすいものはない		
11 家具、じゅう器等の天板上には物を置いていない		
12 収納物がはみ出たり、重心が高くなっていない		
13 危険な収納物（薬品、可燃物等）がない		
14 デスクの下に物を置いていない		
15 引出し、扉は必ず閉めている		
16 ガラス窓の前に倒れやすいものを置いていない		
17 コピー機は適切な方法で転倒・移動防止対策をしている		
(備考) 不備・欠陥がある場合には、防火・防災管理者に報告する。 実施しない項目は斜線とする。	防火・防災 管理者確認	
(凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 ◎…即時改修		

別表9

一斉帰宅抑制における従業員等のための備蓄

備蓄場所	備蓄品 (1人分/日の備蓄量)		人/3日分の備蓄量
階	食料品	アルファ化米(3食分)	
		乾パン(1缶)	
		缶詰(3缶)	
	飲料水	ミネラルウォーター(3リットル)	
		消毒液	
		ばんそうこう	
		風邪薬	
	要配慮者用	簡易ベッド	
		簡易間仕切り壁	
		乳幼児用食品	
		粉ミルク	
		哺乳器	
		車いす	
	その他の物資	毛布・保温シート等(1枚/人)	
		簡易トイレ	
		敷物・ブルーシート等	
		携帯ラジオ	
		懐中電灯	
		乾電池(単1から単4)	
		使い捨てカイロ(3個)	
		ウエットティッシュ	
		非常用発電機	
		工具類	
		ヘルメット	
		軍手	
		地図(1都3県)	
		拡声器	
備蓄場所	備蓄品 (1人分/日の備蓄量)		人/3日分の備蓄量
階	食料品	アルファ化米(3食分)	
		乾パン(1缶)	
		缶詰(3缶)	
	飲料水	ミネラルウォーター(3リットル)	
		消毒液	
		ばんそうこう	
		風邪薬	
	要配慮者用	簡易ベッド	
		簡易間仕切り壁	
		乳幼児用食品	
		粉ミルク	
		哺乳器	
		車いす	
	その他の物資	毛布・保温シート等(1枚/人)	
		簡易トイレ	
		敷物・ブルーシート等	
		携帯ラジオ	
		懐中電灯	
		乾電池(単1から単4)	
		使い捨てカイロ(3個)	
		ウエットティッシュ	
		非常用発電機	
		工具類	
		ヘルメット	
		軍手	
		地図(1都3県)	
		拡声器	

別表 10

震災時における時差退社計画（例）

優先順位	家庭内事情	氏名	自宅住所	帰宅ルートの概要	距離 予測時間	付加的要素	帰宅グループ
			連絡先	主要路線			開始時刻
				通常の通勤経路			到着時刻
1							
			(Eメール)				開始 : 到着 :
							開始 : 到着 :
			(Eメール)				開始 : 到着 :
							開始 : 到着 :
			(Eメール)				開始 : 到着 :
2							
			(Eメール)				開始 : 到着 :
							開始 : 到着 :
			(Eメール)				開始 : 到着 :
							開始 : 到着 :
			(Eメール)				開始 : 到着 :
3							
			(Eメール)				開始 : 到着 :
							開始 : 到着 :
			(Eメール)				開始 : 到着 :
							開始 : 到着 :
			(Eメール)				開始 : 到着 :

第1優先順位 : 家庭内事情がある者、勤務地直近（おおむね 10km 以内）に居住しており徒歩帰宅が可能な者

第2優先順位 : 勤務地からおおむね 20km 以内の居住者で、帰宅ルートの安全性が確認できた者

第3優先順位 : 勤務地からおおむね 20km 以上の居住者で、帰宅ルートの安全性が確認できた者

別表 1-1

施設の安全点検のためのチェックリスト

点検項目		点検内容	判定 (該当)	該当する場合の 対処・応急対応等
施設全体				
1	建物（傾斜・沈下）	傾いている。沈下している。		建物を退去
		傾いているように感じる。		要注意 →専門家へ詳細診断を要請
2	建物（倒壊危険性）	大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートのはく落も著しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側が透けて見える。		建物を退去
		斜めやX字形のひび割れがあるが、コンクリートのはく落はわずかである。		要注意 →専門家へ詳細診断を要請
3	隣接建築物・周辺地盤	隣接建築物や鉄塔等が施設の方向に傾いている。		建物を退去
		周辺地盤が大きく陥没又は隆起している。		建物を退去
		隣接建築物の損傷や周辺地盤の地割れがあるが、施設への影響はないと考えられる。		要注意 →専門家へ詳細診断を要請
施設内部（居室・通路等）				
1	床	傾いている、又は陥没している。		立入禁止
		フロア等、床材に損傷が見られる。		要注意/要修理
2	壁・天井材	間仕切り壁に損傷が見られる。		要注意/要修理
		天井材が落下している。		立入禁止
		天井材のズレが見られる。		要注意 →専門家へ詳細診断を要請
3	廊下・階段	大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートのはく落も著しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側が透けて見える。		立入禁止
		斜めやX字形のひび割れがあるが、コンクリートのはく落はわずかである。		点検継続 →専門家へ詳細診断を要請
4	ドア	ドアが外れている、又は変形している。		要注意/要修理
5	窓枠・窓ガラス	窓枠が外れている、又は変形している。		要注意/要修理
		窓が割れている、又はひびがある。		要注意/要修理
6	照明器具・吊り器具	照明器具・吊り器具が落下している。		要注意/要修理
		照明器具・吊り器具のズレが見られる。		要注意/要修理
7	じゅう器等	じゅう器（家具）等が転倒している。		要注意/要修理/要固定
		書類等が散乱している。		要注意/要復旧
設備等				
1	電力	外部からの電力供給が停止している。（商用電源の途絶）		代替手段の確保/要復旧 →(例)非常用電源を稼働
		照明が消えている。		
		空調が停止している。		
2	エレベーター	停止している。		要復旧
		警報ランプ、ブザー点灯、鳴動している。		→メンテナンス業者に連絡
		カゴ内に人が閉じ込められている。		→メンテナンス業者又は消防機関に連絡
3	上水道	停止している。		代替手段の確保/要復旧 →(例)備蓄品の利用
4	下水道・トイレ	水が流れない（あふれている）。		使用中止/代替手段の確保/要復旧 →(例)災害用トイレの利用
5	ガス	異臭、異音、煙が発生している。		立入禁止/要復旧
		停止している。		要復旧
6	通信・電話	停止している。		代替手段の確保/要復旧 →(例)衛星携帯電話、無線機の利用
7	消防用設備等	故障・損傷している。		代替手段の確保/要復旧 →消防設備業者に連絡
セキュリティ				
1	防火シャッター	閉鎖している。		要復旧
2	非常階段・非常用出口	閉鎖している（通行不可である）。		要復旧 →復旧できない場合、立入禁止
3	入退室・施錠管理	セキュリティが機能していない。		要復旧/要警備員配置 →外部者侵入に要注意（状況により立入禁止）

別図

避難経路図

※避難口などが明記された平面図等に避難経路（矢印）を記入し添付する。

消防計画概要

(掲示用)

予防対策	防火・防災管理者 () (連絡先 内線)															
●点検・検査業務 第3参照	<table border="1"> <tr> <td>防火・防災管理者 ()</td> <td>点検・検査の指導・監督</td> </tr> <tr> <td>地区防火担当責任者 () (連絡先 内線)</td> <td>火元責任者 () 火元責任者 ()</td> </tr> <tr> <td>地区防火担当責任者 () (連絡先 内線)</td> <td>火元責任者 () 火元責任者 ()</td> </tr> <tr> <td>地区防火担当責任者 () (連絡先 内線)</td> <td>火元責任者 () 火元責任者 ()</td> </tr> </table> <p>日常の火災予防 • 火気管理 • 設備等の維持管理 • 出火防止の自主検査 • 避難安全の自主検査</p> <p>建物等・消防用設備等 点検・検査員 () (連絡先 内線)</p> <p>建物等の定期の自主検査 消防用設備等の自主点検</p>	防火・防災管理者 ()	点検・検査の指導・監督	地区防火担当責任者 () (連絡先 内線)	火元責任者 () 火元責任者 ()	地区防火担当責任者 () (連絡先 内線)	火元責任者 () 火元責任者 ()	地区防火担当責任者 () (連絡先 内線)	火元責任者 () 火元責任者 ()							
防火・防災管理者 ()	点検・検査の指導・監督															
地区防火担当責任者 () (連絡先 内線)	火元責任者 () 火元責任者 ()															
地区防火担当責任者 () (連絡先 内線)	火元責任者 () 火元責任者 ()															
地区防火担当責任者 () (連絡先 内線)	火元責任者 () 火元責任者 ()															
●防火・防災教育 第5、第4-1参照	<p>火災予防運動時期に実施 (月、月) 新入社員教育 (月、月)</p> <p>従業員が守るべき事項の周知 • 避難施設の維持 • 防火設備の維持 • 火気管理ルール (喫煙、危険物品、火気使用等)</p> <p>火災時の対応の周知 • 119通報、防災センター連絡 • 消火器等による初期消火 • 避難要領、避難経路の周知</p> <p>地震時の対応の周知 • 身の安全の確保 • 出火防止 • 出火時の初期消火 • 一斉帰宅抑制</p>															
●管理業務 第4-2参照	<ul style="list-style-type: none"> ・収容人員の管理 ・工事中の安全対策の樹立 ・火気の使用制限、臨時の火気使用の監督 ・放火防止対策 ・家具、じゅう器等の転倒落下移動防止措置 <ul style="list-style-type: none"> ・消防機関へ報告、連絡 ・防火管理維持台帳の整備 															
●自衛消防訓練 第8参照	<p>総合訓練 (月、月)</p> <table border="1"> <tr> <td>通報訓練</td> <td>消防訓練</td> <td>避難訓練</td> <td>応急救護訓練</td> <td>安全防護訓練</td> </tr> <tr> <td>消防機関への通報 在館者への避難放送</td> <td>各消火設備の取扱い</td> <td>避難指示 誘導員の配置 避難路の確保</td> <td>応急手当 搬送要領</td> <td>防火区画の設定 排煙設備の操作</td> </tr> <tr> <td>部分訓練 (月)</td> <td>部分訓練 (月)</td> <td>部分訓練 (月)</td> <td>部分訓練 (月)</td> <td>部分訓練 (月)</td> </tr> </table>	通報訓練	消防訓練	避難訓練	応急救護訓練	安全防護訓練	消防機関への通報 在館者への避難放送	各消火設備の取扱い	避難指示 誘導員の配置 避難路の確保	応急手当 搬送要領	防火区画の設定 排煙設備の操作	部分訓練 (月)				
通報訓練	消防訓練	避難訓練	応急救護訓練	安全防護訓練												
消防機関への通報 在館者への避難放送	各消火設備の取扱い	避難指示 誘導員の配置 避難路の確保	応急手当 搬送要領	防火区画の設定 排煙設備の操作												
部分訓練 (月)	部分訓練 (月)	部分訓練 (月)	部分訓練 (月)	部分訓練 (月)												

自衛消防対策	自衛消防隊長 (連絡先 内線)
	本部隊
	地区隊
	地区隊
管理権原者 ()	
自衛消防隊長 () 代行者 ()	
本部隊	
通報連絡班 ()	地区隊 (連絡先 内線)
初期消火班 ()	地区隊長 () 代行 ()
避難誘導班 ()	通報連絡班 ()
応急救護班 ()	初期消火班 ()
安全防護班 ()	避難誘導班 ()
	応急救護班 ()
	安全防護班 ()
	地区隊 (連絡先 内線)
地区隊長 () 代行 ()	地区隊長 () 代行 ()
通報連絡班 ()	通報連絡班 ()
初期消火班 ()	初期消火班 ()
避難誘導班 ()	避難誘導班 ()
応急救護班 ()	応急救護班 ()
安全防護班 ()	安全防護班 ()
災害発生時の対応 (火災、地震等が発生した時の対応)	
●火災時 第7A-4、B4参照	<ul style="list-style-type: none"> ・通報連絡班 119番通報、館内への非常放送、関係者への連絡、災害状況の情報収集 ・初期消火班 消火器・屋内消火栓等による消火活動 ・避難誘導班 出火階・直上階の優先避難、非常口の開放、エレベーターによる避難は行わせない ・応急救護班 必要により救護所の設置、逃げ遅れ者の救出、負傷者の応急手当の実施 ・安全防護班 排煙口の操作、防火戸、防火シャッター等の閉鎖
●震災時 第9-2参照	<ul style="list-style-type: none"> ・身の安全の確保 ・(通)被害状況の把握 ・(通)火災発生時の119番通報 ・(応)負傷者等の初期救助、初期救護 ・(応)エレベーターの閉じ込め者の対応 ・(通)従業員家族の安否確認 ・(避)在館者の避難誘導 (倒壊危険時) ・(通)一斉帰宅の抑制 (交通機関停止時)
●大規模テロ等発生時 第10-1参照	<ul style="list-style-type: none"> ・身体防護措置の実施 ・(通)119番通報 (自己事業所で発生時) ・(避)屋外への退避指示、避難誘導 ・(通)行政機関の指示を在館者に伝達
●受傷事故発生時 第10-3参照	<ul style="list-style-type: none"> ・(通)119番通報 ・(応)応急手当の実施 (AED等) ・(応)必要により救護所の設置
●ガス漏えい事故発生時 第10-4参照	<ul style="list-style-type: none"> ・(通)ガス会社へ通報 ・(通)119番通報 ・(避)火気電気の使用禁止と避難指示 ・(安)緊急遮断弁閉止 (ガス漏えいが継続する場合)